

GS Plus ゴールド
(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／その他資産(商品)

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2025.12.1

NISA

成長投資枠対象商品

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

(注)「GS Plus」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

GS Plus+

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (商品)	その他資産 (投資信託証券(商品))	年1回	グローバル (日本を含む)	為替ヘッジあり (フルヘッジ) ----- 為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS Plus ゴールド(為替ヘッジあり)およびGS Plus ゴールド(為替ヘッジなし)(以下これらのファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年11月14日に関東財務局長に提出しており、2025年11月30日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- 本書においてGS Plus ゴールド(為替ヘッジあり)を「為替ヘッジあり」、GS Plus ゴールド(為替ヘッジなし)を「為替ヘッジなし」、それぞれを「各ファンド」ということがあります。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社]ファンドの運用の指図を行う者

[受託会社]ファンドの財産の保管および管理を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
設立年月日:1996年2月6日/資本金:4億9,000万円(2025年11月14日現在)
運用する証券投資信託財産の合計純資産総額:7兆3,631億円(2025年8月末現在)
グループ資産残高(グローバル):3兆623億米ドル(2025年6月末現在)

■照会先 ホームページ アドレス www.gsam.co.jp 電話番号 03-4587-6000

受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの目的

金(現物)価格の値動きを反映することを目的とする上場投資信託証券(ETF)を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

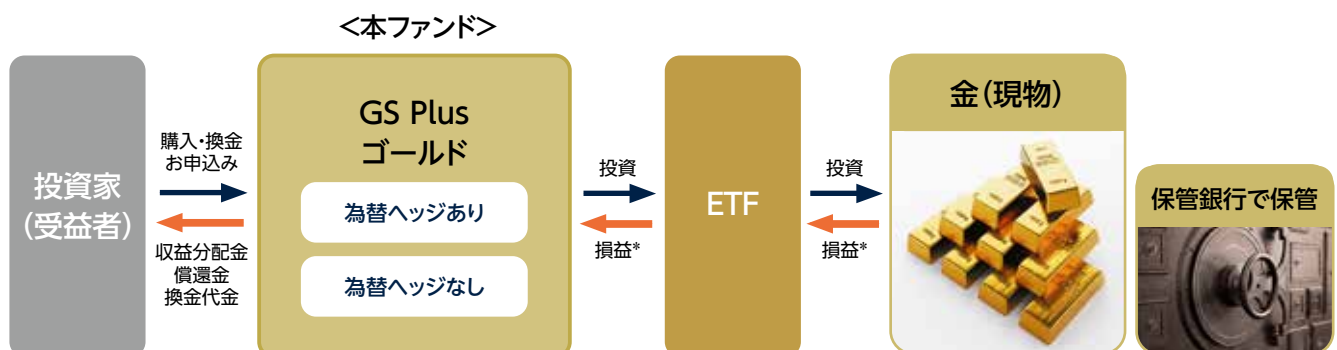
ファンドのポイント

- 1 実質的に金(現物)に投資します。
 - 金価格の値動きを反映することを目的とする上場投資信託証券(ETF)に投資することで、金価格の値動きを捉えることをめざします。
 - 現物を直接保有することによる手間を抑え、実質的な金への投資機会を得られます。
- 2 為替ヘッジあり、為替ヘッジなしの2つのファンドから選択が可能です。
 - 投資目的に応じて、為替ヘッジの有無を選択できます。
- 3 購入時手数料がかからないノーロードタイプです。
 - 換金時の信託財産留保額もかかりません。

※為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。
 ※保有期間中に運用管理費用(信託報酬)等が信託財産中から支払われます。
 ※販売会社によっては、いずれかのファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み



*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*写真はイメージとして掲載するものです。

主な投資対象

本ファンドが投資対象としているETFは以下の通りです。

フ ァ ン ド 名	ゴールドマン・サックス・フィジカル・ゴールド・ETF
フ ァ ン ド 形 態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
投 資 目 的	ETFの運営費用を控除した金価格の値動きを反映させることを目的とします。 投資家に金(現物)への投資機会を提供します。
ファンドの運営等	ETFの資産は主に現物の金で構成され、ETFの保管銀行によって保管されています。 保管銀行が保管する金(現物)は、LBMA(ロンドン貴金属市場協会)が定める基準を満たす金地金で構成されます。ETFの1口当たり純資産価格*は、原則としてLBMA金価格に基づき評価されます。
運 営 費 用	年率0.18% (スポンサー報酬、受託報酬、保管報酬、ETFにかかる事務の処理等に要する諸費用等を含みます。)
ス ポ ン サ ー (管 理 会 社)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

※LBMA(London Bullion Market Association:ロンドン貴金属市場協会)は、国際的な業界団体で、ロンドン金市場で流通する金の規格制定や管理、取引慣行の開発など、その活動範囲は多くの分野に及びます。LBMAは金市場を調整し、市場とその規制当局との間の主要な連絡窓口として機能します。

*ETFの市場価格は市場の需給により形成されるため、上場されている金融商品取引所ではETFの1口当たり純資産価格を上回るまたは下回る価格で取引されることがあります。ETFの1口当たり純資産価格に対する市場価格のプレミアムまたはディスカウントは、市場の需給の変動により大きく拡大する可能性があり、その結果、金価格とETFの市場価格に大きな乖離が生じることがあります。

上記は2025年11月14日現在予定されている投資対象の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

主な投資制限

- 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ファンドの分配方針

- 年1回の決算時(毎年10月20日。休業日の場合は翌営業日。)に、利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を中心に委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本とします。

※初回決算日は2026年10月20日とします。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



金(現物)への投資リスク

本ファンドは、金(現物)を実質的な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、金(現物)投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。本ファンドの基準価額は、金(現物)の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に金(現物)価格の下落は、本ファンドの基準価額の下落要因となります。金(現物)への投資リスクとして、主に以下のものがあげられます。

● 価格変動リスク

一般に、金の価格は需給関係や投資家のインフレ期待、為替レートの変動、金利の変動、政府の規制・介入等の要因により大きく変動します。金は他の商品(コモディティ)と比較して流動性が低いため、価格変動は大きくなることがあります。中央銀行、政府機関および多国間機関による金の大規模な売却は、金価格に悪影響を及ぼす可能性があります。

● 集中投資リスク

本ファンドが投資対象とするETFは、金(現物)のみに投資し、保有資産は分散されないため、より分散されたポートフォリオよりも価格変動が大きく、時間の経過とともに大幅に変動する可能性があります。



為替変動リスク

本ファンドは、外貨建てのETFを主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わない「為替ヘッジなし」では為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。「為替ヘッジあり」は、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差が目安となり、円の金利の方が低い場合、この金利差分収益が低下します。)

留意点

上場投資信託(ETF)への投資に関わる留意点

本ファンドが、金融商品取引所等に上場しているETFを購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し期待した価格で取引できないことがあります。これにより、本ファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、本ファンドは特定のETFに集中的に投資します。この場合、当該ETFが受ける価格変動リスクやETFの運営上の影響(当該ETFの償還等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

参考情報

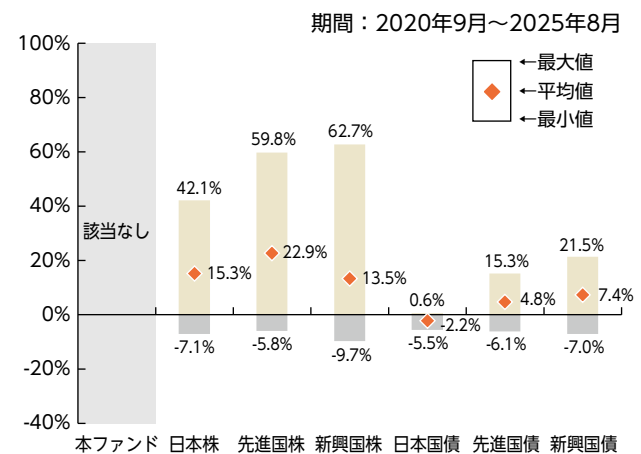
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

為替ヘッジあり

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2025年12月9日から運用を開始するため、
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

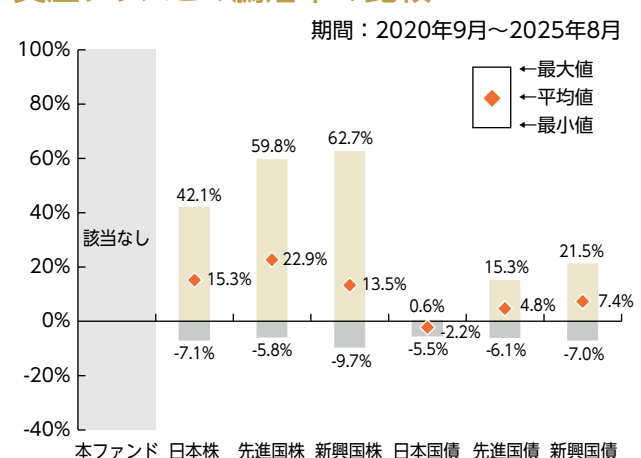


為替ヘッジなし

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

本ファンドは2025年12月9日から運用を開始するため、
有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- 本ファンドは2025年12月9日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの運用は2025年12月9日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載しておりません。

お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	当初申込期間: 2025年12月1日から2025年12月8日まで 継続申込期間: 2025年12月9日から2027年1月20日まで (継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	購入単位	販売会社によって異なります。
	購入価額	当初申込期間: 1口当たり1円(1万口当たり1万円) 継続申込期間: 購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	当初申込期間: 当初申込期間中にお申込みの販売会社にお支払いください。 継続申込期間: 販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社によって異なります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購入・換金 申込不可日	英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンもしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	当初申込期間: 販売会社が定める時間とします。 継続申込期間: 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	原則として無期限(設定日: 2025年12月9日)
	繰上償還	各ファンドについて純資産総額が100億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。また、投資対象とするETFが存続しないこととなる場合には、信託を終了します。
	決算日	毎年10月20日(ただし、休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2026年10月20日とします。
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	当初申込期間: 各ファンドについて1,000億円を上限とします。 継続申込期間: 各ファンドについて1兆円を上限とします。
	公 告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年1回(10月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係 (個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	なし
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎 日	運用管理費用 (信託報酬) 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。	純資産総額に対して ①本ファンド		年率 0.1661% (税抜 0.151%)
		内訳		
		支払先の 配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等 年率0.0011% (税抜0.001%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 年率0.143% (税抜0.13%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等 年率0.022% (税抜0.02%)
		※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
	信託事務の 諸費用	②投資対象とするETF(ファンドの運営費用)* ¹		年率 0.18% * ²
		実質的な負担(①+②)		年率 0.3461% (税込)程度
		監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
随 時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(投資対象とするETFにおいて発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

*1 スポンサー報酬、受託報酬、保管報酬、ETFにかかる事務の処理等に要する諸費用等を含みます。

*2 2025年8月末現在。料率は今後変更となる場合があります。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税	普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税	換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2025年11月14日現在のものです。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

GS Plus ゴールド
(為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし)